

R7 - 公募型指名競争入札
第 DS-4 号

道路整備課

次により、公募型指名競争入札を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則（※）、高松市契約事務処理要綱（※）、高松市公募型指名競争入札試行要領（※）、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」〈「入札・契約情報」〉契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和7年6月27日(金)正午までに道路整備課に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する業務	鶴尾4号線物件調査業務委託
2 業務の履行場所	高松市松並町 地内
3 業務の種類	補償関係コンサルタント
4 業務概要	物件調査 N=3件
5 履行期間	契約締結日から令和7年12月26日(金)まで
6 予定価格 (税抜き価格)	¥3,225,000-
7 最低制限価格 (税抜き価格)	設定しない
8 業務の保証期間	完了の日から向3年間
9 入札保証金	要しない

1 0 契約保証金	要しない
1 1 支払条件	(1) 前金払 有り (2) 部分払 無し (3) 完了払 有り
1 2 入札参加条件	(1) 申請日現在、当該業種において、高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載されて連続して2年を経過している 市内企業 （市内企業及び準市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。 (2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (3) 過去15年以内に元請として完了した次の履行実績を有すること（発注機関は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。）。 物件調査業務委託（物件部門※）で契約金額215万円以上の履行実績を有すること。なお、13で求める実績調書に入札参加条件に適合する実績の履行内容及び金額明細が確認できる書類も添付すること。 〔この契約金額（設計変更は変更後契約金額）は、消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。〕 ※物件部門の定義は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日 建設省告示第1341号）第2条によるものとする。 (4) 本業務における成果品の作成に当たっては、県施行箇所と市施行箇所とに分けて作業を行うこと。 (5) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (6) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 3 入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書及び実績調書（指定様式）に12 入札参加条件（3）を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。 申請受付FAX番号 087-839-2527 ※ FAX送信による場合は、FAX送信後、送信した旨の連絡を14 参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時00分まで）に電話連絡すること。 電話番号 087-839-2517
1 4 参加申請書提出期間	令和7年6月23日（月）から 令和7年6月27日（金）まで（同日正午必着）
1 5 指名（非指名）通知	(1) 入札参加資格の有無について、令和7年7月1日（火）までにFAXで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を送信し、指名しなかった者には、その理由を送信する。
1 6 現場説明	実施しない。なお、設計図書については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできる。

1 7 質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年7月7日(月)午後5時までに質問書(指定様式)を道路整備課にFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-839-2527 (2) 質問書受付後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和7年7月 8日(火)から 同月14日(月)まで (市役所閉庁日を除く。) イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで (閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始) ウ 閲覧場所 高松市役所 8階 道路整備課	
1 8 入札及び開札	日時	令和7年7月14日(月)午前11時00分
	場所	高松市役所本庁舎8階 81会議室
1 9 再度入札	無	
2 0 問合せ先	高松市都市整備局道路整備課用地室 電話番号 087-839-2517 FAX番号 087-839-2527 E-mail douroseibi@city.takamatsu.lg.jp	

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (6) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku-kanri/index.html>

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（5）以外は法定事項である。

- （1）所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当

たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- （２）雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３）労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （４）賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。
支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- （５）本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- （６）労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （７）上記（１）から（６）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。